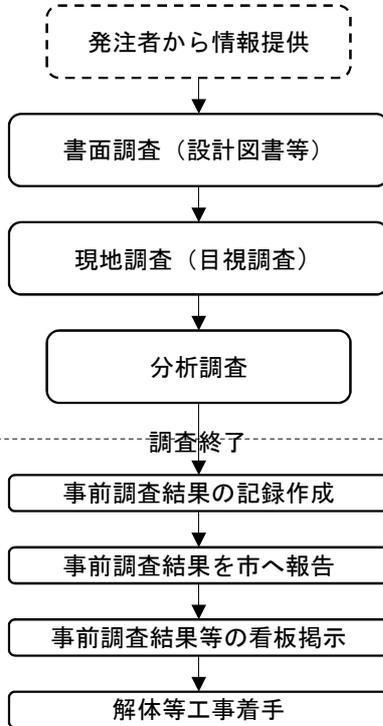


# 石綿含有建築材料の事前調査と結果の掲示について

## 1 事前調査方法及び留意事項

### 事前調査～掲示フロー



### 留意事項

※床面積の合計80㎡未満の建築物の解体工事でも、事前調査及び事前調査結果の掲示は必要です。

※書面調査の結果、平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等であると判明した場合、その後の書面調査及び現地調査は不要です。事前調査結果の掲示は必要です。

※建築物の階・部屋・部位ごとに、全ての建築材料の石綿含有の有無について判断してください。不明な場合は、石綿含有とみなすか分析調査を実施してください。

※分析調査をせずに石綿含有無しと判断するには、メーカーによる無含有証明等の根拠が必要です。

※事前調査結果の記録を作成し、写しを現場に備え置いてください。

※電子システムにより、事前調査結果を市へ報告してください。  
 ※石綿含有建築材料が無い場合及びレベル3建材のみが有る場合も、事前調査結果の市への報告及び事前調査結果等の看板掲示は必要です。



## 2 調査結果の掲示

- (1) **サイズ：A3以上**
- (2) **掲示場所：公衆に見やすい場所**
- (3) 掲示物の種類・様式

石綿含有建築材料の種類	掲示物の種類	掲示期間
・吹付け石綿（レベル1） ・石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材（レベル2）	建築物等の解体等の作業に関するお知らせ （石綿レベル1・2）	解体等工事着手7日前 ～解体等工事終了
・石綿含有成形板（レベル3） ・石綿含有仕上塗材	建築物等の解体等の作業に関するお知らせ （石綿レベル3・仕上塗材）	
・石綿含有建築材料無し	建築物等の解体等の作業に関するお知らせ （石綿未使用）	解体等工事着手前 ～解体等工事終了

石綿事前調査結果  
報告システム



さいたま市掲示  
参考様式・記入例



さいたま市 環境局 環境共生部 環境対策課 大気交通係  
 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所 7階  
 TEL 048-829-1330 FAX 048-829-1991